



EU法秩序の自律性と国際法体系

EU裁判所は設立以来、EU法が国際法に対して独立的かつ自律的な存在であるという判断を積み重ねてきました。それはEU法秩序の一体性を高めることとなり、欧州統合の営みを強く推進する役割を果たしてきました。しかし、自律的な法秩序を構成するということは、EUにおいて生成される法規範が国際法において蓄積されてきた法原則とどのような関係に立つのかという問題が立ち現れることにもなります。

本講演では、EU法の独立性・自律性という特徴が、国際法体系にどのようなインパクトを持つのかについて、いくつかの判例を参照しつつ考えます。

■日時: 10月14日(土) 13:30~15:00

■場所: 関西学院大学上ヶ原キャンパス
図書館ホール

■講師: 小松崎 利明氏
(聖学院大学政治経済学部助教)

■参加費: 無料(一般参加可、申し込み手続き不要)

<講師プロフィール>

1974年生まれ。国際基督教大学大学院行政学研究科博士後期課程博士候補資格取得退学。ロータリー平和フェロー(ブラッドフォード大学大学院)、日本学術振興会特別研究員(DC2)、国際基督教大学社会科学研究所助手等を経て、現職。専門は、国際法、平和研究。

主な著書に、「アメリカの譲歩とEUの妥協—国際刑事裁判所(ICC)とEUの規範政治」(臼井陽一郎編『EUの規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実』ナカニシヤ出版、2015年所収)、「国際社会における法の支配と和解」(松尾秀哉/臼井陽一郎編『紛争と和解の政治学』ナカニシヤ出版、2013年所収)、「Peace, Justice and Reconciliation through the Protection of Human Rights: A Preliminary Note」(『聖学院大学総合研究所紀要』第47号、2010年)など。

